

(案)

平成 23 年 月 日

京 都 市 環 境 審 議 会
会 長 内 藤 正 明 様

京 都 市 環 境 審 議 会
京都市環境保全基準部会
会 長 笠 原 三 紀 夫

京都市環境保全基準の改正について（部会報告）

平成 22 年 6 月 30 日付け環環指第 65 号をもって京都市環境審議会に諮問され、当部会に付託された京都市環境保全基準の改正について、検討結果をとりまとめましたので、別添のとおり報告します。

京都市環境保全基準の改正について

答 申 (案)

(第 ○ 号)

平成 2 3 年 月

京都市環境審議会

答 申 書

平成23年 月 日

京 都 市 長
門 川 大 作 様

京 都 市 環 境 審 議 会
会 長 内 藤 正 明

平成22年6月30日付け環環指第65号をもって諮問された京都市環境保全
基準の改正について、審議を行った結果、別添のとおり答申します。

目 次

はじめに	P 1
1 水質汚濁に係る環境保全基準（生活環境に係るもの）について	P 1
(1) 類型指定の改正について	P 1
(2) 水生生物の保全に係る新たな基準の設定等について	P 2
2 緑の保全に係る環境保全基準について	P 4

(参考資料)

参考 1 諮問書（写し）	P 5
参考 2 第 8 次京都市環境審議会 委員名簿	P 6
参考 3 京都市環境保全基準部会 委員名簿	P 7
参考 4 京都市環境審議会，京都市環境保全基準部会 開催経過	P 8
参考 5 京都市環境保全基準（抜粋）	P 9
参考 6 水質汚濁に係る環境基準（抜粋）	P11
参考 7 京都市緑の基本計画（抜粋）	P14

はじめに

京都市は、市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するため、京都市環境保全基準（以下「市保全基準」という。）を定めている。これは昭和 49 年に制定され、以降改正を繰り返し、直近では平成 22 年 5 月に「大気汚染に係る環境保全基準」、「水質汚濁に係る環境保全基準」、及び「地下水汚染に係る環境保全基準」について、人の健康に係る項目の改正がなされたところである。

この度、国の水質汚濁に係る環境基準や京都市の緑の基本計画の改正を機に、市保全基準のうち「水質汚濁に係る環境保全基準」及び「緑に係る環境保全基準」について見直す必要があるとして、平成 22 年 6 月 30 日、京都市環境審議会は京都市長から市保全基準の改正について諮問を受け、これまで京都市環境保全基準部会を設置して審議を進めてきたが、その結果をとりまとめて答申するものである。

なお、「水質汚濁に係る環境保全基準」については大幅な見直しは15年ぶり、「緑に係る環境保全基準」については5年ぶりの改正となる。

1 水質汚濁に係る環境保全基準（生活環境に係るもの）について

(1) 類型指定の改正について

現行の生活環境に係るもの（生物化学的酸素要求量（BOD）等5項目）に関する類型指定について、各水域の経年的な水質汚濁の状況、現在及び将来の利用目的等を踏まえ、より良好な水環境を保全する観点から、表1のとおり改正することが適当である。

なお、今後も、水域の状況、利用目的等を十分に検討した上で必要に応じて類型指定の改正を行うべきである。

表1 対象水域及びその水域が該当する類型

対 象 水 域	類型	
	現行	改正案
鴨川上流(1)（高橋から上流）	A A	A A
鴨川上流(2)（高橋から高野川合流点まで）	A	A
鴨川中流（高野川合流点から勧進橋まで）	A	A
鴨川下流（勧進橋から下流）	B	A
白川	A	A
西高瀬川	C	C

高野川上流（花園川合流点から上流）	A A	A A
高野川下流（花園川合流点から下流）	A	A
岩倉川	A	A
桂川上流（渡月橋から上流）	A	A
桂川中流（渡月橋から天神川合流点まで）	B	A
桂川下流（天神川合流点から宇治川合流点まで）	B	A
弓削川	A	A
新川	C	A
有栖川	B	A
天神川上流（御室川合流点から上流）	A	A
天神川下流（御室川合流点から下流）	B	A
御室川	A	A
清滝川（桂川合流点から上流）	A A	A A
小畑川上流（京都市と長岡京市の境界から上流）	A	A
宇治川上流（山科川合流点から上流）	A	A
宇治川下流（山科川合流点から三川合流点まで）	B	A
旧安祥寺川	A	A
山科川上流（旧安祥寺川合流点から上流）	A	A
山科川下流（旧安祥寺川合流点から下流）	C	C
東高瀬川	B	A

(2) 水生生物の保全に係る新たな基準の設定等について

国の環境基準に準じて、水生生物の保全に係る基準を生活環境に係るものとして表2アのとおり市保全基準に追加することが適当である。

この項目に関する類型指定にあたっては、水質、水温、水域の構造等、魚介類の生息状況等の情報について検討する必要がある。今回は、京都市内の主な河川である鴨川、高野川、桂川及び宇治川（淀川）を対象に類型指定を検討したところ、表2イのとおり結論を得た。

なお、他の水域においても当該項目の類型指定を検討していくべきであり、そのために、水温や水生生物の生息状況等についても継続的に把握することが必要である。

また、類型指定時の判断材料として身近な底生生物等の生息状況を取り入れる

ことについて、今後の課題として是非検討願いたい。また、それに向けた調査・資料整備を進めて頂きたい。

表2 水生生物の保全に係る新たな基準

ア 水質汚濁に係る環境保全基準（生活環境に係るもの）

項目 類型	基準値	(備考) 水生生物の生息状況の適応性
	全 亜 鉛	
生物A	0.03 mg/L 以下	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特A	0.03 mg/L 以下	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
生物B	0.03 mg/L 以下	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域
生物特B	0.03 mg/L 以下	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

- ・対象水域及びその水域が該当する類型は、別に定める。
- ・測定方法及び評価方法については、国の環境基準の取扱いに準ずるものとする。

イ 対象水域及びその水域が該当する類型

対 象 水 域	類 型
鴨川上流(1)（高橋から上流）	生物A
鴨川上流(2)（高橋から高野川合流点まで）	生物B
鴨川中流（高野川合流点から勧進橋まで）	生物B
鴨川下流（勧進橋から下流）	生物B
高野川上流（花園川合流点から上流）	生物B
高野川下流（花園川合流点から下流）	生物B
桂川上流(1)（世木ダムから上流）	生物A
桂川上流(2)（世木ダムから渡月橋まで）	生物B
桂川中流（渡月橋から天神川合流点まで）	生物B
桂川下流（天神川合流点から宇治川合流点まで）	生物B
宇治川上流（山科川合流点から上流）	生物B
宇治川下流（山科川合流点から三川合流点まで）	生物B

2 緑に係る環境保全基準について

(1) 緑に係る環境保全基準の改正について

緑に係る市保全基準として、平成 18 年に市街化区域について緑被率の基準値が定められた。その際、基準については、京都市の緑に関する総合計画である「京都市緑の基本計画」と整合を図ることとしている。このため、平成 22 年 3 月の「京都市緑の基本計画」改定に伴って生じた指標等の変更に準じ、下記のとおり市保全基準を改正することが適当である。

なお、緑被率の向上に向けては、「京のみどり推進プラン（仮称）」を策定し、関連施策の推進及び市民への意識啓発・情報提供を行っていくこと。

また、立体的な緑を評価する指標として検討段階にある「緑視率」の向上についても、今後調査・検討を行って頂きたい。

注）緑視率とは

人の目の高さにおける、目に見える範囲の緑の割合。緑被率では算定されにくい、市民の身近にある軒下の花、生垣、壁面緑化、街路樹や、借景としての緑地や山などの立体的な緑を算定する指標。

現行		⇒	改正案	
対象	市街化区域に係るもの		市街地に係るもの	
基準値	緑被率を 33% にすること。		緑被率を 37% にすること。	

注 緑被率とは、空から見た、敷地面積に対する緑の割合。

注 1 市街地とは、市街化区域と市街化区域に囲まれて島状、線状にある市街化調整区域の一部（吉田山緑地、双ヶ岡、仁和寺、洛西中央緑地、桂川緑地、上高野氷室山、宝ヶ池周辺、桃山御陵、西京桂坂、東山）。

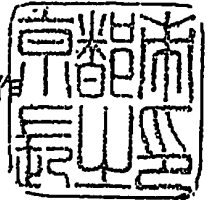
注 2 緑被率とは、空から見た、区域にある緑で覆われた土地の割合。



環 環 指 第 6 5 号
平成22年6月30日

京都市環境審議会
会長 内藤 正明 様

京都市長 門川 大作



京都市環境保全基準の改正について（諮問）

標記のことについて、下記のとおり諮問しますので、御審議を賜り答申いただきますようお願い致します。

記

（諮問事項）

京都市環境保全基準の改正について

（諮問理由）

本市では、昭和49年7月に、市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、京都市環境保全基準を告示し、以後、本基準の改正を行いつつ、その維持達成に努めてきたところです。

水質汚濁に係る環境基準については、国及び京都府において既存の水域類型の改正が検討され、また、水生生物を保全する観点から設定された環境基準の水域類型の指定が進められているところです。これらの状況を踏まえ、水質汚濁に係る京都市環境保全基準について、改正を検討する必要性が生じております。

また、京都市緑の基本計画が平成21年度に改正されたことを踏まえ、緑に係る京都市環境保全基準について、改正を検討する必要性が生じております。

このため、水質汚濁に係る京都市環境保全基準及び緑に係る京都市環境保全基準の改正について諮問致します。

第8次京都市環境審議会委員名簿

平成23年1月

区 分	氏 名	分 野	役 職 名
関係行政機関 3名	平 沢 正 信 榮 睦 人 石 野 茂		京都地方気象台長 京都府警察本部生活安全部長 京都府文化環境部環境政策監
学識経験者 15名	青 山 吉 隆 板 倉 豊 大 久 保 規 子 小 幡 範 雄 笠 原 三 紀 夫 徳 地 直 子 内 藤 正 明 仁 連 孝 昭 布 部 拓 男 平 松 幸 三 深 尾 清 美 山 舗 恵 子 船 橋 恵 子 松 本 泰 子 山 田 春 美	都 市 計 画 環 境 教 育 行政法・環境法 環 境 計 画 大 気 汚 染 生 態 系 環 境 情 報 環 境 経 済 報 道 音環境・騒音 学 校 教 育 メ デ ィ ア 弁 護 士 環 境 政 策 水 環 境	広島工業大学環境学部地域環境学科教授 京都精華大学環境社会学科教授 大阪大学大学院法学研究科教授 立命館大学政策科学部教授 中部大学総合工学研究所教授 京都大学フィールド科学教育研究センター准教授 京都大学名誉教授 滋賀県立大学理事 副学長 (株)京都新聞社論説委員 京都大学名誉教授 二条城北小学校長 京都リビング新聞社 統括編集長 弁護士 京都大学地球環境学堂准教授 社団法人水環境学会関西支部理事
住民団体代表 5名	青 木 義 照 浅 岡 美 恵 杵 本 育 生 中 川 恵 美 子 山 内 寛		特定非営利活動法人リアル・リンク・京都専務理事 特定非営利活動法人気候ネットワーク代表 特定非営利活動法人環境市民代表理事 京都市地域女性連合会常任委員 京都市保健協議会連合会副会長
各種団体代表 5名	黄 瀬 謙 治 奥 原 恒 興 小 川 寛 鞍 掛 孝 武 田 隆 司		(社)京都工業会専務理事 京都商工会議所専務理事 日本労働組合総連合会京都府連合会副会長 京都府中小企業団体中央会専務理事 京都府医師会理事
市民公募委員 2名	長 谷 川 雅 巳 遠 藤 有 理		

(敬称略)

京都市環境審議会
京都市環境保全基準部会
委員名簿

氏 名	分 野	役 職 名
板 倉 豊	環境教育	京都精華大学環境社会学科教授
大久保規子	行政法・環境法	大阪大学大学院法学研究科教授
◎笠原三紀夫	大気汚染	中部大学総合工学研究所教授
徳 地 直 子	生態系	京都大学フィールド科学教育研究センター 准教授
山 田 春 美	水環境	社団法人水環境学会関西支部理事

◎は部会長

50音順・敬称略

京都市環境審議会・京都市環境保全基準部会開催経過

平成 22 年 6 月 30 日 平成 22 年度第 2 回京都市環境審議会

＜諮問，京都市環境保全基準部会の設置＞

9 月 2 日 第 1 回京都市環境保全基準部会

＜国の環境基準の改正内容，京都市緑の基本計画等の説明，
方針の決定＞

11 月 25 日 第 2 回京都市環境保全基準部会

＜改正案の検討＞

12 月 17 日 市民意見募集

平成 23 年 1 月 14 日

1 月 28 日 第 3 回京都市環境保全基準部会

＜市民意見募集結果，答申案（部会報告案）の検討＞

2 月 7 日 平成 22 年度第 3 回京都市環境審議会

京都市環境保全基準（抜粋）

（平成 22 年 5 月 11 日 告示）

京都市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保護するうえで維持することが望ましい環境保全基準は、次のとおりとします。

なお、この環境保全基準については、可及的速やかに達成するよう努め、既に達成されている場合にあっては、現状を維持するよう努めるものとします。

1 水質汚濁に係る環境保全基準

（1）人の健康保護に係るもの

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

注 1 対象水域は、全河川とする。

注 2 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする

なお、人の健康に係る項目について、国の環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを京都市環境保全基準にも追加又は改定することとする。

(2) 生活環境に係るもの

項目 \ 類型	AA	A	B	C
水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1 mg/L 以下	2 mg/L 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	50 mg/L 以下
溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/L 以上	7.5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	5 mg/L 以上
大腸菌群数	50MPN/100mL 以下	1,000MPN/100mL 以下	5,000MPN/100mL 以下	—

注 1 対象水域及びその水域が該当する水域類型は、別表のとおりとする。

注 2 測定方法及び評価方法については、環境基準の取扱いに準ずるものとする。

(別表) 対象水域及びその水域が該当する類型

対象水域	類型	対象水域	類型
鴨川上流 (1) (高橋から上流)	AA	御室川	A
鴨川上流 (2) (高橋から高野川合流点まで)	A	天神川上流 (御室川合流点から上流)	A
鴨川中流 (高野川合流点から勧進橋まで)	A	天神川下流 (御室川合流点から下流)	B
鴨川下流 (勧進橋から下流)	B	新川	C
白川	A	清滝川 (桂川合流点から上流)	AA
西高瀬川	C	小畑川上流 (京都市と長岡京市の境界から上流)	A
高野川上流 (花園川合流点から上流)	AA	宇治川上流 (山科川合流点から上流)	A
高野川下流 (花園川合流点から下流)	A	宇治川下流 (山科川合流点から三川合流点まで)	B
岩倉川	A	旧安祥寺川	A
桂川上流 (渡月橋から上流)	A	山科川上流 (旧安祥寺川合流点から上流)	A
桂川中流 (渡月橋から天神川合流点まで)	B	山科川下流 (旧安祥寺川合流点から下流)	C
桂川下流 (天神川合流点から宇治川合流点まで)	B	東高瀬川	B
有栖川	B	弓削川	A

2 緑に係る環境保全基準

(1) 市街化区域に係るもの

基準値
緑被率を 33% にすること。

注 緑被率とは、空から見た、敷地面積に対する緑の割合。

(2) (1) 以外の地域に係るもの

基準
豊かな緑を保全すること。

水質汚濁に係る環境基準(抜粋)

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

[改正] 昭49. 9. 30環告63, 昭50. 2. 3環告3, 昭57. 3. 27環告41, 昭57. 12. 25環告140, 昭60. 7. 15環告29,
昭61. 1. 13環告1, 平3. 12. 27環告78, 平5. 3. 8環告16, 平5. 8. 27環告65, 平7. 3. 30環告17, 平10. 4. 24環告15,
平11. 2. 22環告14, 平12. 3. 29環告22, 平15. 11. 5環告123, 平20. 4. 1環告40, 平21. 11. 30環告78

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0102 (以下「規格」という。) 55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38. 1. 2及び38. 2に定める方法又は38. 1. 2及び38. 3に定める方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格65. 2に定める方法
砒素	0.01 mg/L以下	規格61. 2, 61. 3又は61. 4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1, 2 - ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1又は5. 3. 2に定める方法
1, 1 - ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2に定める方法
シス-1, 2 - ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2に定める方法
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格67. 2, 67. 3又は67. 4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43. 2. 1, 43. 2. 3又は43. 2. 5に定める方法, 亜硝酸性窒素にあつては規格43. 1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格34. 1に定める方法又は規格34. 1c) (注 ⁽⁶⁾ 第三文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては, これを省略することができる。) 及び付表6 に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47. 1, 47. 3又は47. 4に定める方法
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	付表7 に基づく方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43. 2. 1, 43. 2. 3又は43. 2. 5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0. 2259を乗じたものと規格43. 1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0. 3045を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/100mL以下
A	水道2級 水産1級、水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000 MPN/100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L以上	
測 定 方 法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法
備考 1 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB試験管に移植し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100 mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値
		全 亜 鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。）
備考 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）		

京都市域の環境基準の類型指定状況

(アの表に係るもの)

水 域	範 囲	該当類型	達成 期間	環境基準点	指定 主体	指定年月日
鴨川上流(1)	高野川合流点より上流	A	イ	出 町 橋	府	昭45.9.1 閣議決定 昭53.3.24 府告示第 174号 平22.12.28 府告示第 613号
鴨川上流(2)	高野川合流点から勧進橋まで	A	イ	三 条 大 橋	府	昭45.9.1 閣議決定 昭53.3.24 府告示第 174号 平8.3.29 府告示第 247号
鴨川下流	勧進橋より下流	A	イ	京 川 橋	府	昭45.9.1 閣議決定 平8.3.29 府告示第 247号 平22.12.28 府告示第 614号
高野川上流	花園川合流点より上流	AA	イ	三 宅 橋	府	昭53.3.24 府告示第 174号
高野川下流	花園川合流点より下流	A	イ	河 合 橋	府	昭53.3.24 府告示第 174号 平8.3.29 府告示第 247号
桂川上流	渡月橋より上流	A	イ	渡 月 橋	国	昭45.9.1 閣議決定
桂川下流(1)	渡月橋から天神川合流点まで	A	イ	西 大 橋	国	昭45.9.1 閣議決定 平22.12.28 府告示第 611号
桂川下流(2)	天神川合流点から宇治川合流点まで	A	イ	宮 前 橋	府	昭45.9.1 閣議決定 平8.3.29 府告示第 247号 平22.12.28 府告示第 614号
有栖川	全 域	A	イ	梅 津 新 橋	府	平8.3.29 府告示第 246号
天神川	全 域	A	イ	西 京 極 橋	府	平22.12.28 府告示第 614号
清滝川	全 域	AA	イ	落 合 橋	府	昭53.3.24 府告示第 174号
小畑川上流	京都市と長岡京市の境界より上流	A	イ	京都市長岡京市 境界点	府	昭53.3.24 府告示第 174号 平22.12.28 府告示第 613号
小畑川下流	京都市と長岡京市の境界より下流*	A	イ	小 畑 橋*	府	昭53.3.24 府告示第 174号 平8.3.29 府告示第 247号 平22.12.28 府告示第 613号
宇治川(1)	山科川合流点より上流	A	ハ	隠 元 橋*	国	昭45.9.1 閣議決定
宇治川(2)	山科川合流点から三川合流点まで	B	ハ	淀川御幸橋*	国	
弓削川	全 域	A	イ	寺 田 橋	府	平8.3.29 府告示第 247号

(イの表に係るもの)

水 域	範 囲	該当類型	達成 期間	環境基準点	指定 主体	指定年月日
桂川上流(1)	世木ダムより上流	生物A	イ	八 千 代 橋	府	平22.12.28 府告示第 611号
桂川上流(2)	世木ダムより下流	生物B	イ	渡 月 橋		
桂川下流(1)	渡月橋から天神川合流点まで	生物B	イ	西 大 橋		
桂川下流(2)	天神川合流点から宇治川合流点まで	生物B	イ	宮 前 橋		
淀川 (宇治川を含む)	全 域	生物B	イ	隠 元 橋* 淀川御幸橋*	国	平21.11.30 環境省告示第 80号

注1 *は、京都市域外である。

2 達成期間のうち、「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を越える期間で可及的速やかに達成するものとする。



4 緑化の目標

これまでの「緑の量」を増やす「緑被率※¹」という目標だけでなく、市街地での市民の満足度に寄与する指標として「緑視率※²」を導入し、窓辺の花、軒下の植木鉢、生け垣・庭木、屋上緑化、壁面緑化、公園・道路・学校等の緑を増やしていく取組として、「市民との協働による緑・花いっぱい運動」を推進し、目標の実現を目指し、身近な緑を増やします。

※1 緑 被 率：空から見た、区域に占める緑で覆われた土地の割合。平面的な緑を算定する指標

※2 緑 視 率：人の目の高さにおける、目に見える範囲の緑の割合。緑被率では算定されにくい、市民の身近にある軒下の花、生け垣、壁面緑化、街路樹や、借景としての緑地や山等の、立体的な緑を算定する指標

～緑視率のイメージ～





(1) 市街地の緑

各地域、地区の特性を踏まえて、ヒートアイランド現象の緩和、防災に資する市民に身近な緑を、年間1万本の高木の植樹に相当する量を目標として創出していきます。

市街地の緑：現状の緑被率35%から37%へ

※市街地の緑：市街化区域の緑と、市街化区域に囲まれて島状、線状にある市街化調整区域の一部の緑

＜市街化区域内に島状、線状にある市街化調整区域の緑＞

名称	ha	備考
①吉田山緑地	14.3	吉田山特別緑地保全地区に指定
②双ヶ岡	18.2	双ヶ岡歴史的風土特別保存地区に指定
③仁和寺	9.0	歴史的風土特別保存地区に指定
④洛西中央緑地	13.5	洛西中央特別緑地保全地区に指定
⑤桂川緑地	572.6	大部分が国土交通省所管
⑥上高野氷室山	22.4	歴史的風土特別保存地区に指定
⑦宝ヶ池周辺	391.8	松ヶ崎・上賀茂歴史的風土特別保存地区及び第1種自然風景保全地区に指定
⑧桃山御陵	111.5	大部分が風致地区第1種に指定
⑨西京桂坂	104.6	大部分が第1種自然風景保全地区に指定
⑩東山（一部）	1,155.6	大部分が風致地区
合計	2,414ha	



$(3,886\text{ha} \text{ (市街化区域緑地面積)} + 2,317\text{ha}) \div (15,071\text{ha} \text{ (市街化区域面積)} + 2,414\text{ha}) = 35.5\%$
 ※市街化調整区域緑被率は96%（平成2年度緑被率調査結果実績）とする。

$$2,414\text{ha} \times 96\% = 2,317\text{ha}$$

※市街化区域面積は、緑被率算定の根拠面積であり、都市計画課数値とは異なる。

※平成19年に「^{ただし}糺の森」が市街化調整区域に編入されたが、平成17年緑被率調査時をベースに算定している。



＜参考＞市街地の地域・地区別の緑被率の現状値

地 域		現況の緑被率（％）
市 街 地		3 5 ٪
風致地区		7 3 . 7 ٪
風致地区 以外	歴史的市街地	1 2 . 1 ٪
	らくなん進都	2 3 . 6 ٪
	その他	2 6 . 2 ٪

※現況の緑被率は、H17 緑被率調査結果より算出。風致地区には、島状、線状にある市街化調整区域の一部の緑を含む。

（地域・地区の考え方）

ア 風致地区

周辺の山々と、古い社寺等の歴史的遺産の集積地、更に山すそから広がる緑多い住宅地が都市計画法に基づき風致地区として指定されており、京都市風致地区条例等により、緑地の設置が義務付けられていることなどから、緑の量は豊富です。

しかし、開発行為は依然進行しており、条例等による規制だけでなく、公共公益施設等の整備による率先的な緑地の確保が求められます。

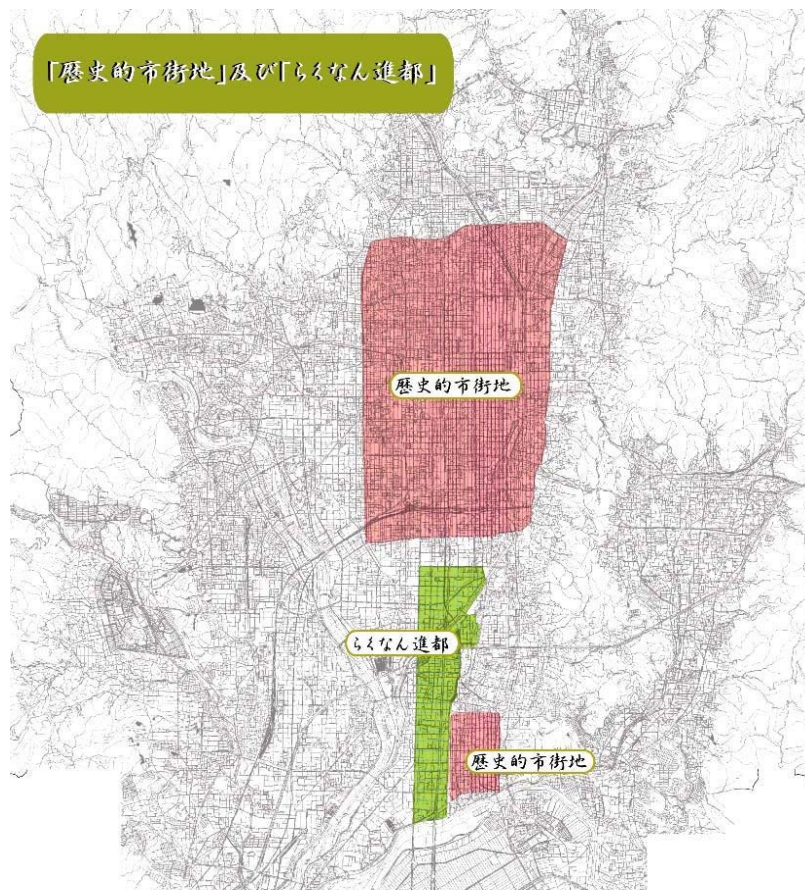
イ 歴史的市街地

概ね昭和初期に市街地が形成されていた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地は、古い家屋が多く残っており、緑の量が少ないだけでなく、新たに緑の空間を増やすことが難しい状況にあります。

緑を大幅に増やすことは困難ですが、市民や観光客の満足度に資する、小さくても効果的な緑を創出していくことが求められます。

ウ らくなん進都

市南部の「高度集積地区」のことで、新しい京都を発信するものづくり拠点として、歴史的市街地との役割分担を考慮しつつ、河川等の地域資源の活用や多様な緑化の誘導により、環境にやさしい快適な都市環境の創出が求められます。



(2) 市街地を囲む周辺の山々の緑

市街地を囲む周辺の山々の緑は、木材等の森林資源が利用されなくなったことによる担い手の減少により、手入れの行き届かない森林が増え、生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止、水源涵養等の森林の持つ多面的機能の低下が危惧されています。

また、病害虫によるマツ枯れ、ナラ枯れの進行や、森林に人の手が加わらなくなりシイノキ等の照葉樹が繁茂するなど、森林の遷移が進み、市街地からの山々の景観も変容しています。

これらのことから、緑の保全と併せて、質を重視したマネジメントに努めていきます。

市街地を囲む周辺の山々の緑：保全、質を重視したマネジメントの推進



(3) 市域の緑

平成 17 年 4 月 1 日に京都市に旧京北町が編入されたことに伴い、市域はおよそ 35%拡大、森林面積は約 1.5 倍になり、緑のストック量が大幅に増えました。

「京都市地球温暖化対策計画」では、本市の森林面積 61,000ha のうち、19,000ha の育成林を CO₂ 吸収源の対象（CO₂ 換算としては 12 万トン）としており、地球温暖化対策等に資する緑として、この現状の量の更なる向上を目指していきます。

なお、市域の緑被率は約 83%です。

市域の緑：現状の緑被率 83%をさらに向上

<市域の緑地面積と緑被率>

			緑地面積（ha）	緑被率（％）
市域	都市計画区域外	旧京北町	20,771 ^{※1}	95.4
		旧京北町以外	12,668 ^{※2}	96.0
	都市計画区域	市街化調整区域	31,548 ^{※3}	96.3
		市街化区域	3,886 ^{※4}	25.8
参 考（市街地） ^{※5}			6,203	35.5
合 計			68,873ha	83.2%

※1 京都市農林統計資料（林業編 H19、農業編 H19）の森林面積（20,189ha）と農地面積（582ha）を合計したもの

※2 82,790ha（市域面積：都市計画課数値）-15,071ha（市街化区域面積）-32,755ha（市街化調整区域面積）-21,768ha（旧京北町面積）=13,196ha とし、このうち緑被面積は、
13,196ha×96%（平成 2 年度緑被率調査結果実績）= 12,668ha

（市街化区域・市街化調整区域面積は、緑被率算定の根拠面積であり、都市計画課数値とは異なる。）

※3 市街化調整区域：32,755ha のうち 31,548ha（平成 2 年度緑被率調査結果実績）

※4 市街化区域：15,071ha のうち 3,886ha（平成 16、17 年度緑被率調査結果実績）

※5 市街化区域と市街化調整区域の一部